

コロナ禍のその相談 ちょっと待った！！
自己破産、個人再生で 進めて大丈夫？

「コロナ版ローン減免制度」

使えませんか？



コロナ版ローン減免制度 とは…

(名称「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の新型コロナウイルス特則)

対象者

新型コロナウイルスの影響 での失業や、収入・売上が減少したことなどによって、債務の返済が困難になった 個人・個人事業主。

対象債務

令和2年2月1日 以前に負担していた債務(※)に加え、令和2年10月30日までに新型コロナ対応 のために負担した債務

※債務には、事業性ローン、住宅ローン、その他のローンが幅広く含まれます

制度概要

以下のようなメリットを受けながら、対象債務の減免が受けられます。

1. 特別定額給付金などの差押禁止財産に加え、財産の一部を手元に残せる

2. 信用情報 登録機関に登録されないため、その後の借入の可能性を残せる

3. 弁護士、不動産鑑定士など専門家の支援が無償で受けられる

* 住宅を手放さずに 住宅ローン以外のローンだけを減免する方法もあります



制度の詳細は
(一社)東日本大震災・自然災害
被災者債務整理ガイドライン運営機関HP
<http://www.dgl.or.jp/covid19/>

ご相談は
お近くの「弁護士会」へ



Q1 この制度の対象となるのはどんな人ですか？

新型コロナウイルスの影響で収入が減少するなどして、住宅ローン、事業性ローン、カードローンなどのローン(クレジット債務などを含む)の支払いが難しくなった個人や個人事業主です。



Q6 いつ借りたローンでも減免の対象になるのですか。

令和2年2月1日(基準日)までに借りたものに加え、この基準日の後でも、同年10月30日までに新型コロナウイルスによる影響のために借りたものであれば対象になります。



Q2 制度の利用でどんな効果がありますか。

一定の財産を残しつつ、ローンの減額や免除を受けることができます。



Q7 自己破産や個人再生手続と比べてどんなメリットがありますか。

①制度を利用してもブラックリスト(信用情報)に登録されない、②手続を支援する専門家の費用がかからない、③保証債務の履行が求められることがある、などのメリットなどがあります。



Q3 ローンの減免はどのような手続で行われますか。

簡易裁判所の特定調停手続を利用します。この手続を進めるために、各地の弁護士会に登録されている弁護士などの登録支援専門家が、必要となる書類の作成や債権者との協議などの手続を無償で支援します。



Q8 この制度を利用したい場合にはどうすれば良いですか。

最も借入残高が多い債権者から制度利用の同意(着手同意)を得た上で弁護士会に手続支援を依頼して下さい。



Q4 どのような債権者のローンが対象ですか。

原則として、銀行などの金融機関、貸金業者、クレジット会社、リース会社、債権回収会社などのローンが対象です。



Q9 金融機関等が制度利用の同意をしきれない場合はどうすれば良いですか。

苦情・相談受付窓口(二次元バーコード)が設けられていますが、各地の弁護士会にもお気軽にご相談を。



Q5 住宅ローンを組んでいる人は住宅を手放さなければいけませんか。

個人再生手続の住宅ローン特則のように、住宅ローンについては従来どおり支払いを継続し、その他のローンだけ減免を受ける手続もあります。



Q10 ローン(債務整理)の相談をした弁護士がそのまま登録支援専門家になってくれるのですか。

ご相談を担当した弁護士とは別の弁護士が登録支援専門家になります。

